



自然共生サイト取組事例と 申請に向けたポイント

2026年10月

地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」とは

新



ネイチャーポジティブ実現に向けた取組として、
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律
に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間の取組等による
生物多様性を増進する活動計画を国が認定する制度。
認定された活動の実施区域を「**自然共生サイト**」と呼びます。

令和7年4月施行

旧

場所を認定

環境大臣が認定

生物多様性の**維持のみ**が対象

環境省の**委託先**が前期・後期で受付審査



新

活動計画を認定

法に基づき主務大臣（**環境・農水・国交**）が認定

維持だけでなく、**回復・創出も対象**に

環境再生保全機構（ERCA）が通年受付審査

森林・里山・農地



南部町の里地里山ビオトープ

工場・施設の緑地



パナソニック草津工場「共存の森」

都市の緑地・公園



三井住友海上駿河台緑地

河川・沿岸域



吉崎海岸自然共生サイト

自然共生サイト認定の類型

新

2つの計画認定制度

増進活動実施計画

NPO、企業、個人等が作成する里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する活動計画

連携増進活動実施計画

市町村がとりまとめ役として多様な主体（NPO、企業等）と連携して行う活動計画
生物多様性維持協定※が活用できる

※20年の協定締結で相続税・贈与税に係る評価額の20%控除

3つの活動タイプ

維持タイプ

現状
在来種



既に生物多様性が豊かな場所を維持する活動

回復タイプ

外来種
荒れ地



在来種



生物多様性が損失した場の多様性を回復する活動

創出タイプ

現状
荒れ地・埋立地
など

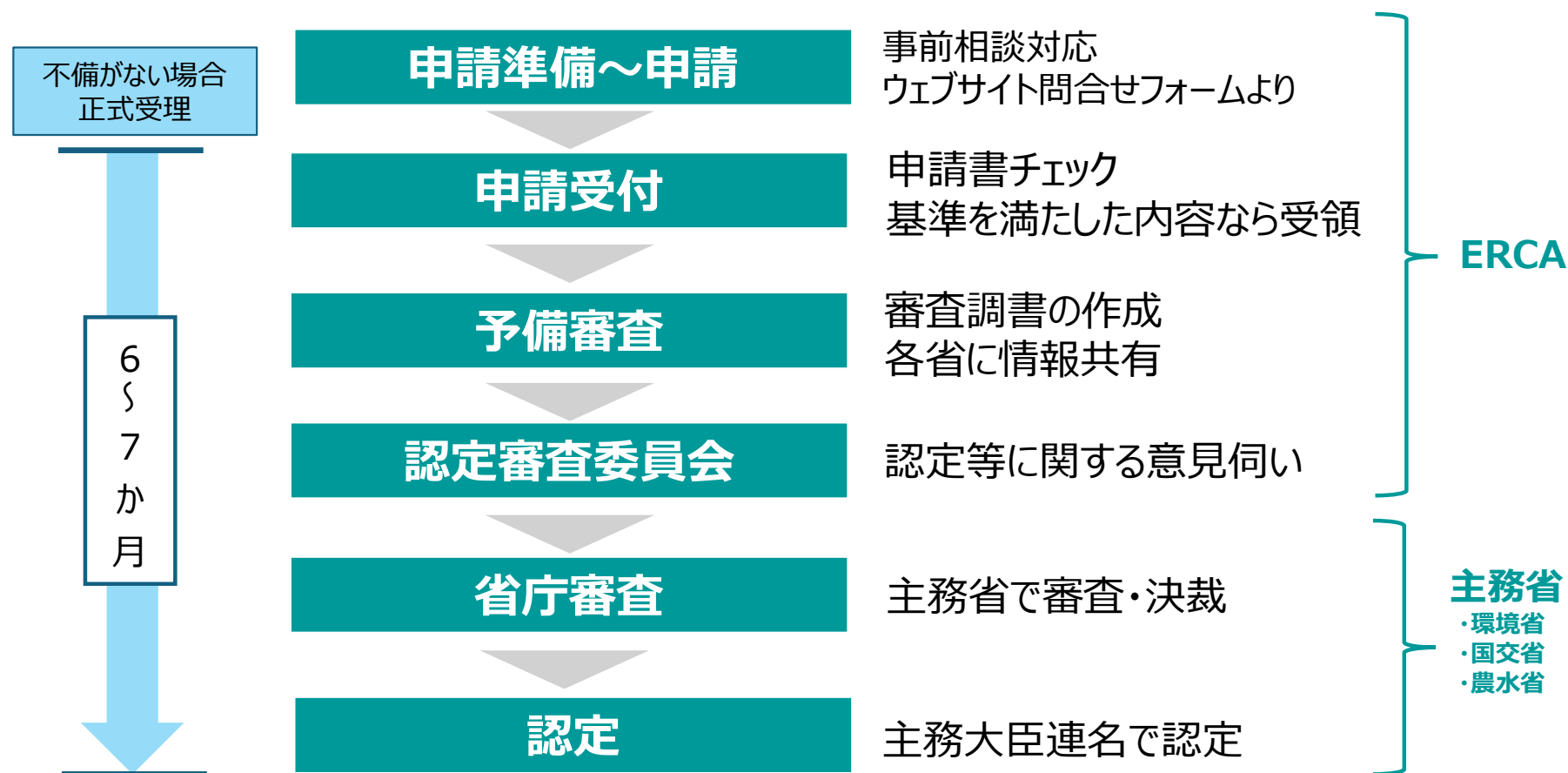


生物多様性を欠いた場に新たに生物多様性を創出する活動

保護地域との重複を除き
OECD国際データベースに登録

活動の結果、サイトに生物多様性の価値が認められるようになった場合、「維持タイプ」として変更申請が可能

申請から認定までの流れ



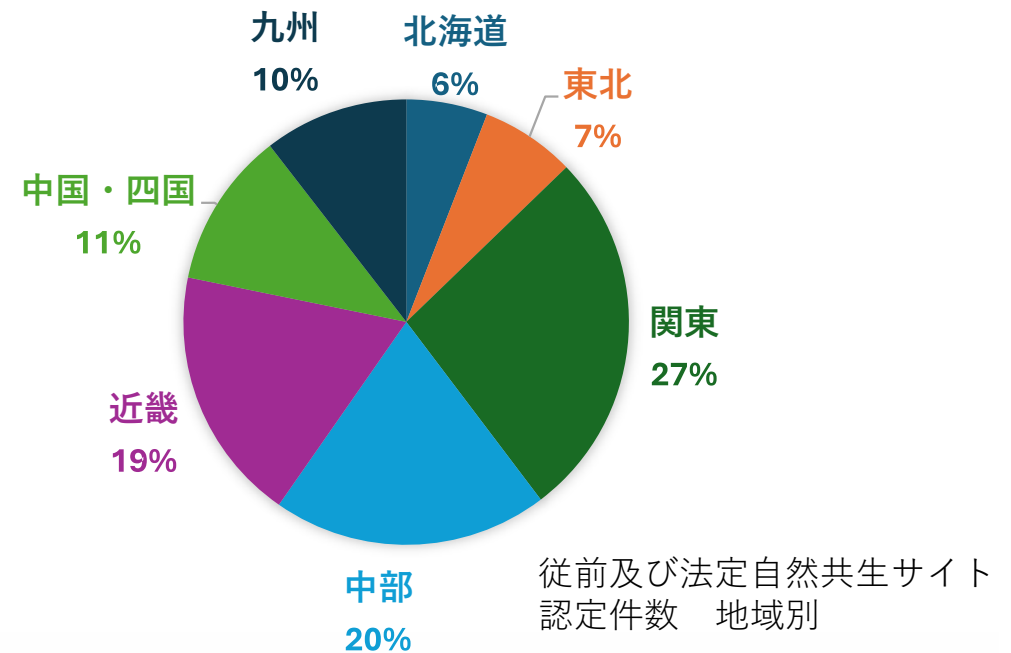
<令和8年度スケジュール>

	第1回	第2回	第3回
認定に間に合う提出期限	R8.1月末	R8.5月末	R8.9月末
認定審査委員会	5月	7～8月	11～12月
認定時期	6月	10月	2月
認定件数	55件	審査中	未定

地域生物多様性増進法に基づく認定

令和7年度～認定累計（令和8年度第1回まで）

	維持	回復	創出	計
増進活動実施計画	380	14	12	406
連携増進活動実施計画	14	3	—	17
合計	394	17	12	423



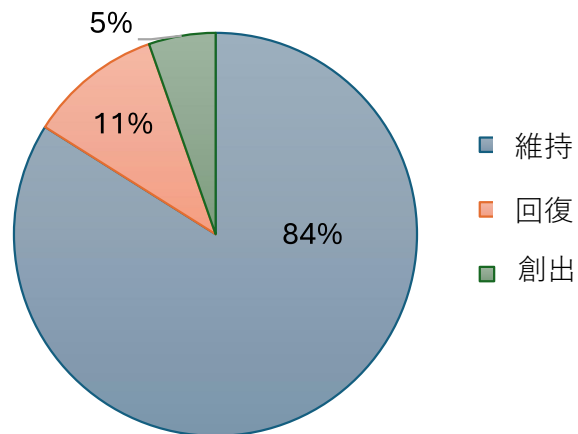
<従前及び法定自然共生サイトの内訳>

	従前の自然共生サイト（～令和6年度）			
			法定自然共生サイト（令和7年度～）	
～令和6年度	328か所、9.3万ha	—	—	
令和7年度	(法定外202か所、8.1万ha)	(移行分126か所、1.2万ha)	新規241か所、2.3万ha	
		計367か所、3.5万ha		
令和8年度第1回	(法定外187か所、6.3万ha)	(移行分15か所、1.8万ha)	新規41か所、0.3万ha	
		計56か所、2.1万ha		
自然共生サイト合計	(法定外187か所、6.3万ha)	(移行分141か所、2.9万ha)	新規282か所、2.6万ha	
		計423か所、5.5万ha		
	610か所、11.9万ha			

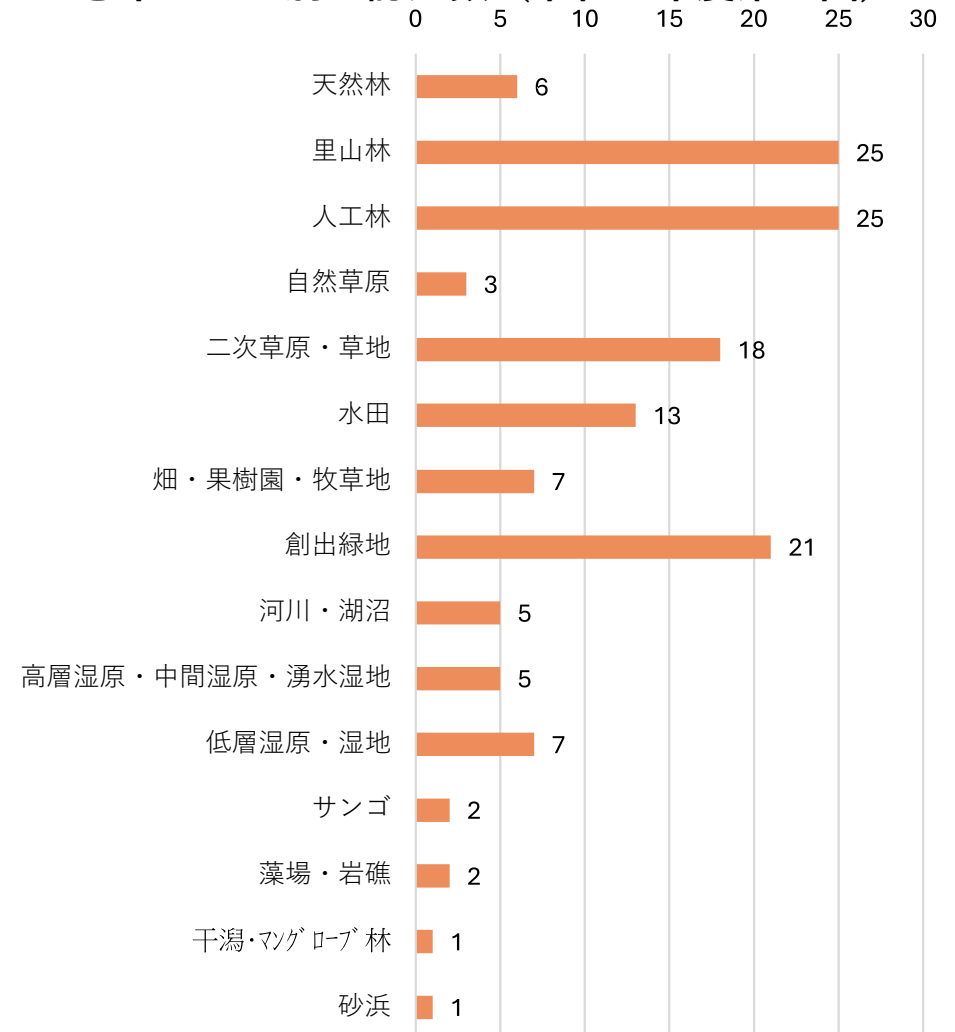
令和8年度第1回 地域生物多様性増進法に基づく認定（内訳）

- 55か所の「増進活動実施計画」のうち維持タイプ47か所、回復タイプ5か所、創出タイプ3か所及び1か所の「連携増進活動実施計画」のうち回復タイプ1か所を認定。
- 里山林や人工林、都市の緑地など身近な自然環境について多く認定。
- 企業からの申請が約半数で、NPO、教育機関、地方公共団体など様々な主体が参画。

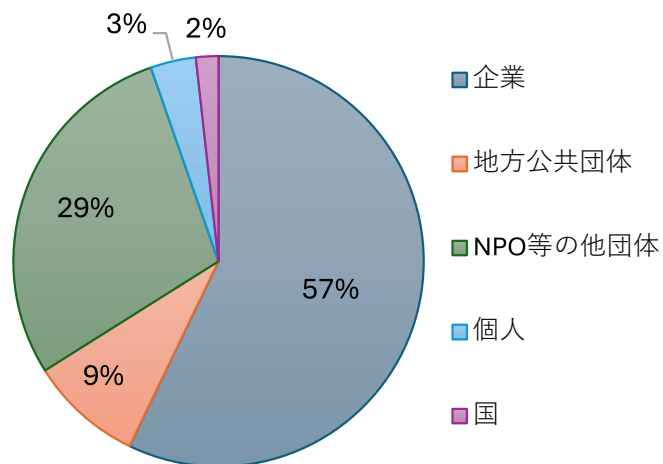
< 類型別の認定数（令和8年度第1回） >



< 生態系タイプ別の認定数（令和8年度第1回） >



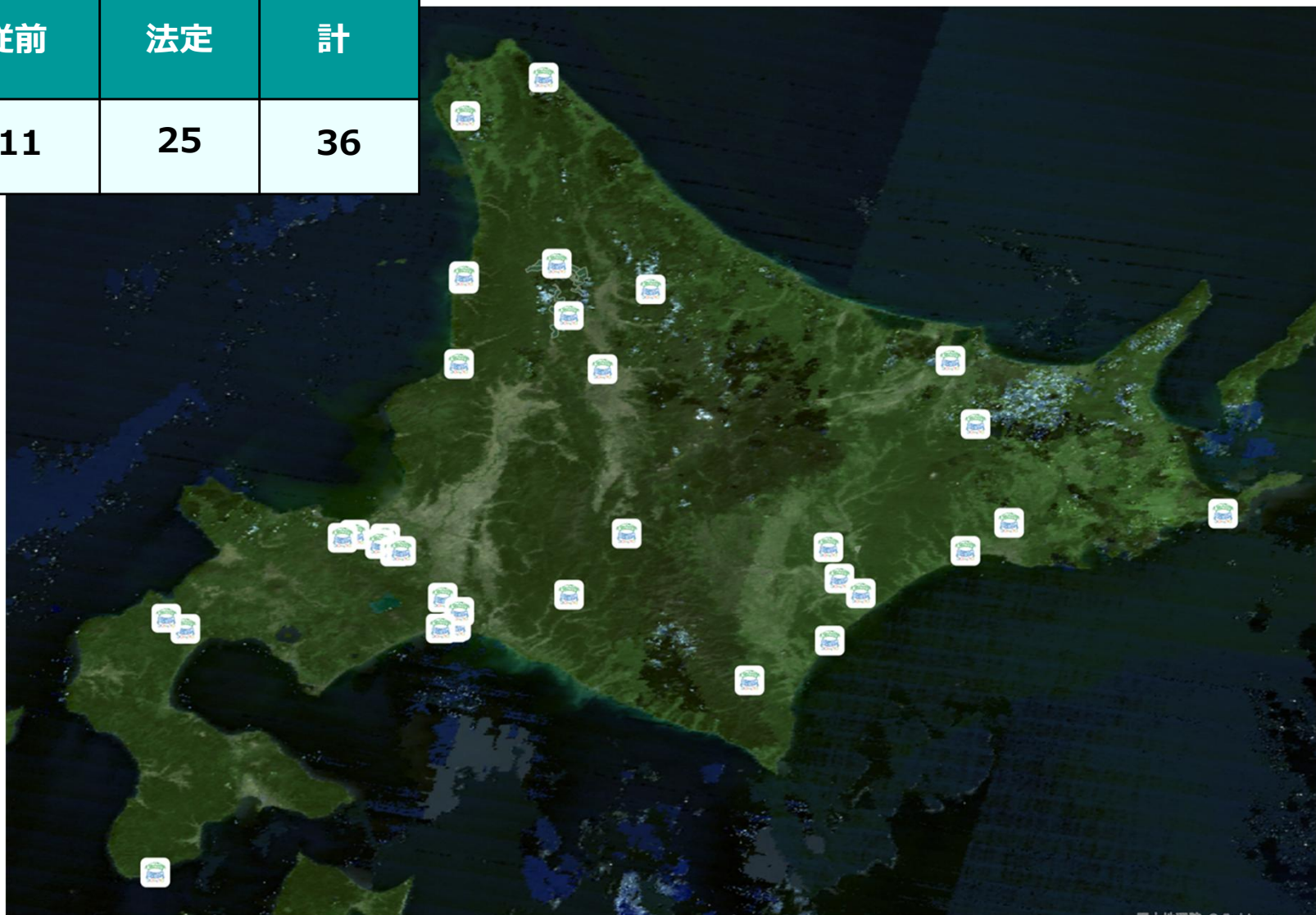
< 申請主体別の認定数（令和8年度第1回） >



北海道の認定件数

北海道は、令和8年度第1回において、**新規3件追加**

	従前	法定	計
合計	11	25	36



一部のサイトは、認定者の要望により非表示となっております。

認定により期待される効果

企業

- **ESG・サステナビリティ経営の強化**
ESG評価やサステナビリティレポートに活用
ビジネス機会の創出
事業リスクの低減（自然への影響・依存の可視化）
- **ブランド価値の向上**
環境配慮企業としての信頼獲得
商品選択の促進
- **従業員のエンゲージメント向上**
環境意識やエンゲージメント向上
社内認知向上・PR機会増加
- **行政・地域との連携拡大**
他団体との連携拡大
地域拠点としての活用、来訪者増加

自治体

- **地域の自然資本の保全と活用**
地域振興・観光・教育への活用
農産物ブランド化、漁業資源の安定化
- **地域ブランドの確立**
魅力発信による交流人口促進、観光誘致への貢献
商品選択の促進
- **企業との連携向上**
企業からのCSR、協働相談の増加
- **住民参加型のまちづくり**
協働による地域づくり、自治体の施策に厚み
地域課題の発信により、住民の関心を喚起

NPO・地域団体

- **活動の信頼性・認知度向上**
団体内の達成感やモチベーション向上
環境学習や保全活動の場の拡大
- **ネットワークの拡大**
他団体との連携や情報交換の機会が拡大
- **助成金・資金調達の可能性向上**
寄付者や支援者からの支援対象化、支援の拡大
- **教育・普及活動の強化**
環境教育や市民参加型イベント実施の円滑化

自然との接点

工場立地、埋立、住宅開発

- 里山・湿地等の自然資本の減少
- 生態系サービスの損失
(水源涵養、洪水防止、土壌保持)
- 里山保全、緑地・ビオトープ創出、
干潟・藻場再生

農業 → 里山・水田 → 受粉昆虫・水質浄化
→ 安定した収量

製造業 → 水資源（河川・森林）、土地利用
→ 水源涵養・防災機能確保 → 安定操業

水産業 → 河川・藻場 → 水質改善・
産卵場確保 → 漁獲量安定

ブランド価値の向上、PR、信頼向上

- 自然共生サイト認定を受けると「自然共生サイト認定マーク」の使用が可能。活用状況の主な事例は以下のとおり。



その他、WEBサイトで活用している事例多数



看板への掲示例：サイト名：戸田建設筑波技術研究所（戸田建設株式会社）



冊子への掲示例：サイト名：知多半島グリーンベルト（NPO法人日本エコロジスト支援協会）
<https://ecoreco.net/backnumber/ecorecoaichi-vol-19/>



商品への掲示例：サイト名：細尾の棚田、池沼植物群落（今住悦昌）



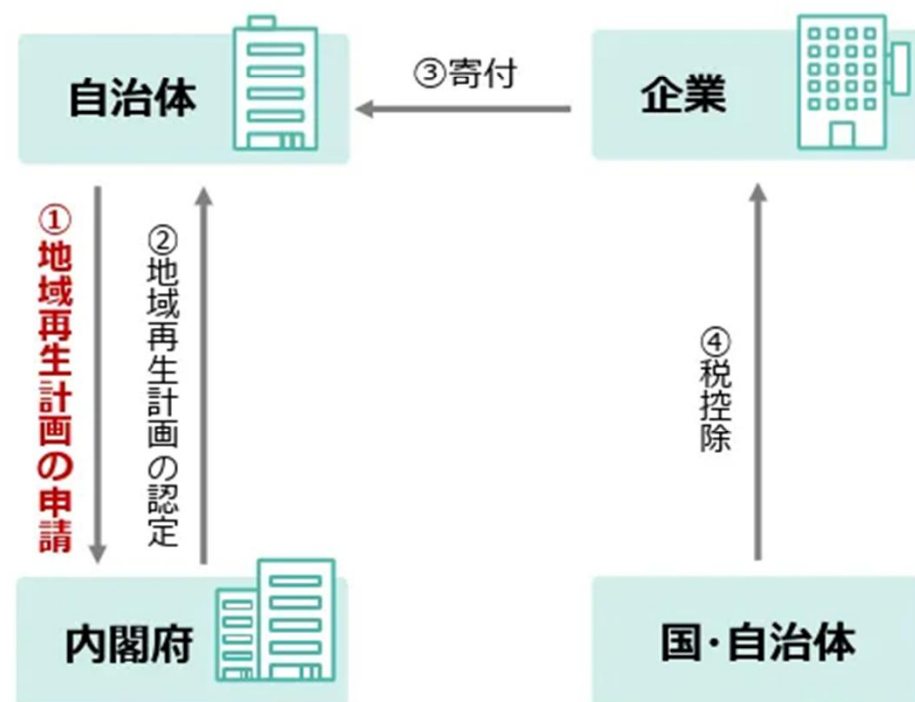
ノベルティへの掲示例：サイト名：杉並区遅野井川親水施設（杉並区・遅野井川かつぱの会）

企業版ふるさと納税×自然共生サイト

- 企業版ふるさと納税は、企業が税控除のメリットを得ることができるため、寄付を募る有効な手段となりえるが、まずは自治体が「地域再生計画」の申請を内閣府に提出することが求められる。
- 自治体が計画の策定を通じて寄付を募り、自然共生サイト保全に対する事業等を行うことは、管内の関連活動に対してメリットをもたらすことにつながる。

企業版ふるさと納税の仕組み

環境保全または、自然共生サイトに係る活動として計画を内閣府に申請し認定されれば、企業版ふるさと納税として寄付を募ることが可能となる。



企業版ふるさと納税を活用した事例

神戸市

「里地里山の生物多様性保全」として寄付を公募。
取組地が令和5年度に自然共生サイトに認定。

里地里山の生物多様性保全



出典：神戸市 企業版ふるさと納税

鳥取県

ふるさと納税を通じて得た寄付金を自然共生サイトの活動支援のために予算要求（令和6年度）。

自然共生サイト保全活動推進補助金

自然共生サイトの認定申請を目指す又は認定を受けた団体等が行う活動に要する経費を支援する補助金です。

対象者

鳥取県内または鳥取県を区域に含む土地等において自然共生サイトへの申請を目指す又は認定を受けた民間事業者、地域住民組織、NPO法人、市町村等



出典：鳥取県 自然共生サイト保全活動推進補助金 10

出典：環境省資料

自然共生サイト 取組事例の紹介

自然共生サイトの認定 取組事例について



【サイト名】

鳩吹山（はとふきやま）

【申請者名】

株式会社やまとわ

【場所】

長野県伊那市

【サイトの概要】

里山林、人工林、二次草原

【面積】

55.26ha

【活動をはじめたきっかけ】

かつて**地域の人**が**林業**や**山菜採り**で親しんだ里山だったが、**人が入らなくなり荒れ始めた**。価値ある山を失いたくないとの思いから、再び親しまれる里山として甦らせ、**森と人の絆を結び直そうと決意**。

【まず最初にやったこと】

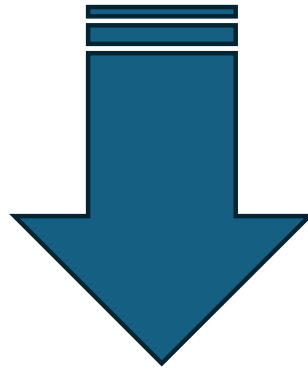
鳩吹山の個性、価値を知るため、植生や猛禽類、水資源、地形地質などを調査

生物多様性の価値

価値3：里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場

価値4：生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物からなる健全な生態系が存する場

価値6：希少な動植物が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場



希少な猛禽類



【次のステップ】

調査結果をもとに**15年後の姿を描く「里山コンセプトマップ」**を作成。

遊びの森、カラマツの森、見晴らしが良く明るい森など7つのゾーンごとに役割を定め、バックキャストで整備計画を実施。

【活動内容】

- ・ 松枯れ病の拡大前にアカマツを間伐し、“経木”の材料として有効活用する。
- ・ ハチクマ・クマタカなど猛禽類が生息し続けられる環境整備とモニタリングを行う。
- ・ 山頂付近の草地生態系を維持・保全する。
- ・ 民間企業や市民向けに森林環境教育や体験活動を提供する。

「①森を知る（森の調査）」

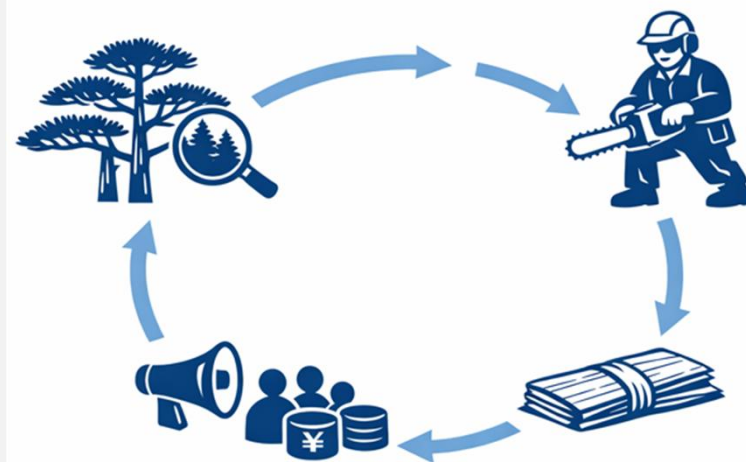
「②森に手を加える（森林整理・希少種の保全）」

「③森からの恵みを受ける（ビジネス創出）」

「④森に還元する（情報発信・社会認知・利益還元）」

「①に戻る」

という循環モデルを実施。



「保全と経済の両立」を目指す
森に**新たな付加価値**を

イメージ図：経木



【なぜ、自然共生サイト認定制度に申請しようと思ったのか】

自分たちも含め、

具体的に「**覚悟を持った場所**」が日本中に増えていくことに興味を抱いた

【認定のメリット】

- ・ 自社の保全活動が適切であることを、**専門家を含む第三者に評価・確認してもらえる**
- ・ ネイチャーポジティブ目標に**自分たちも貢献できる喜び**
- ・ 他の自然共生サイト認定団体や専門家等とのつながりを得られる
→**ネットワークの拡大により活動が成長する可能性**

【これから活動や自然共生サイトに申請を考えている人に伝えたいこと】

生物多様性のスペシャリストでなくても、

その自然が『好きだ』という気持ちを大事にして欲しいです。

それさえあれば、多くの大切な仲間とつながることができます。

堂々として前へ進みましょう！

申請に向けたポイント

申請書作成の留意点やポイントについて（1 / 4）

1. 生物多様性の価値があることを示す（維持タイプ）

◆ 生物多様性の価値は1～9のうち1つ認められれば、認定される

詳細は「地域生物多様性増進活動の手引き 別紙2 生物多様性の価値」を参照

価値の概要	審査のポイント
価値1 重要地域	<u>重要里地里山、重要湿地、重要海域、特定植物群落、巨樹巨木林</u> のいずれかに該当
価値2 原生的な生態系	<u>植生自然度9、10</u> に相当 自然に散布した種子等により成立し、人為的影響を受けたことがない、または現状でその痕跡が見えず、自然の遷移にゆだねられた状態
価値3 里地里山	動的・モザイク的な土地利用の結果、 <u>二次的自然に特有の生態系が成立した場</u> 人の適切な関与がなければ劣化・消失の恐れのある場 二次林・二次草原（参考：植生自然度4，5，7，8）
価値4 生態系サービスを提供する健全な生態系	<u>在来種を中心とした多様な動植物の生息生育しており、生態系サービスを提供する場</u> その場所本来の生態系から乖離しなければ、希少種に限らず普通種も該当する 確認されるべき種が確認されない、外来種が多い場合には、価値として認められない
価値5 伝統文化	<u>地域の伝統文化</u> のために持続可能な活用がなされ、 <u>自然資源の共有の場</u> となっている

申請書作成の留意点やポイントについて（2 / 4）

価値の概要	審査のポイント
価値 6 希少種	環境省・地方公共団体の <u>レッドリスト又はレッドデータブックに記載の種</u> 法令・条例や行政文書において希少性が示されている種
価値 7 限定種	分布が限定されていたり、 <u>特異な環境に依存する種</u>
価値 8 生活史	越冬、休息、繁殖、採餌、移動等の <u>生活史に重要な場</u> 大規模な渡り鳥の中継地のほか、その他動物種についても上記の利用がなされており、 <u>周辺に比べて重要な場</u> であれば該当する場合がある
価値 9 緩衝、連続・連結性	<u>緩衝機能、連続性、連結性</u> のいずれかを有する事（保護区域に包含されるサイトはいずれにも該当しない）

緑があればOKということ
ではない

- ◆ 実施区域で確認された動植物種（植物、昆虫、鳥類、哺乳類等）の調査結果
根拠として概ね5年以内の調査リストの提出等が必要
- ◆ 外来種、園芸種が大半の場合は、生物多様性の価値としては認められない
単に、色々な動植物が生息・生育している状態ではなく、その地域ならではの生物相が
展開している状態が求められる
- ◆ 価値によっては、希少種・重要種に限らず、在来の一般的な種でも評価の対象となる

申請書作成の留意点やポイントについて（3 / 4）

2. 具体的な目標と活動計画を示す（特に、回復タイプ、創出タイプ）

- ◆ 回復タイプ、創出タイプについては、生物調査データの提出は不要。その代わりに、明確な目標、実現可能な活動計画が重視される。
- ◆ **目標**は、以下を踏まえて設定することが必要
 - ・実施区域の現況
 - ・実施区域の土地利用の変遷
 - ・実施区域の周辺の状況
 - ・実施区域の課題（外来種・鳥獣被害等）
- ◆ **活動計画**は、目標達成に向けた、具体的な活動手法、タイムスケール、専門家などとの協力・連携による実施体制を示すことが重要
- ◆ 回復・創出タイプは、生物多様性が豊かになった時点で、維持タイプへ変更申請しその後、OECM登録
- ◆ なお、回復・創出タイプは、申請サイトが元々持つ環境が評価基準のため、以下の価値は対象外
 - ・回復タイプ：価値 1（重要地域）
 - ・創出タイプ：価値 1（重要地域） 及び 価値 2（原生的な生態系）

申請書作成の留意点やポイントについて（４／４）

３．土地所有者・公物管理者の同意、法令遵守が必要

ガバナンスを確認

- ◆ 実施区域の**すべての土地所有者からの同意**が必要
- ◆ 実施区域において**法令条例を遵守**しているかの確認が必要
特に、**森林法に係る地域（保安林、地域森林計画対象民有林）**に関しては
事前に重複を確認し、様式1-2の基本的事項 番号3に明記すること。
- ◆ 実施区域が**公物管理区域と重複する場合、隣接する場合は、
公物管理者の確認・同意が必要**
特に、**治山事業施行地・漁港区域・保護水面・国有林**については、**「同意書」**が
必要です。また、**漁業権区域**は、漁業権者からの**「同意書」**および管理する自治体から
の**「確認書」**も必要です。

確認が必要な管理区域		
河川区域	港湾関係区域	都市公園区域
砂防関係区域	漁港区域	道路区域
治山事業施行地	漁業権区域	
海岸関係区域	保護水面	

ERCA研修事業等

自然共生サイト認定制度の理解深化、認定後の管理促進等のため、**研修・セミナー・説明会**の実施

具体的活動事例を知るためのサイトビジットや人的ネットワーク化を促すための参加者の交流も実施

■自然を活用した地域課題の解決研修（米子）



■活動計画策定研修（大阪）



■活動計画策定研修（阿蘇）



■増進活動技術研修（東京都江東区）



■昆虫モニタリング研修（千葉）

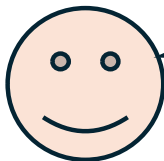


■昆虫モニタリング研修（事後学習eラーニング）

普通種がなぜ重要か？

1. 普通種でもいつのまにか絶滅する
→ 4つの危機要因
2. 普通種が人類に自然の恵みをもたらしている
→ 生態系サービス(=自然の恵み)
例) 作物の送粉、害虫の防除、遺骸有機物の分解

参加者の声



- 町・土地所有者・保全活動実施主体の3者の連携のための協定を締結することができた。
- 実際のフィールドワークでの網や道具の使い方が役に立った！
- 自然共生サイトの認定基準を見学で実感できた。